

## ○旅程管理—第1節(旅行業及び旅行業者代理業)—

### (企画旅行の円滑な実施のための措置)

- ★★★ **第12条の10** 旅行業者は、企画旅行を実施する場合には、旅行者に対する運送等サービスの確実な提供、旅行に関する計画の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配その他の当該企画旅行の円滑な実施を確保するため国土交通省令で定める措置を講じなければならない。

### (旅程管理業務を行う者)

- ★★★ **第12条の11** 企画旅行に参加する旅行者に同行して、前条の国土交通省令で定める措置を講ずるために必要な業務(以下「旅程管理業務」という。)を行う者として旅行業者によって選任される者のうち主任の者は、第6条第1項第(1)号から第(6)号までのいずれにも該当しない者であって、次条から第12条の14までの規定により観光庁長官の登録を受けた者(以下この節において「登録研修機関」という。)が実施する旅程管理業務に関する研修(以下「旅程管理研修」という。)の課程を修了し、かつ、旅行の目的地を勘案して国土交通省令で定める旅程管理業務に関する実務の経験を有するものでなければならない。
- 2 前項の登録に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

### 《法第12条の10及び法第12条の11に関する施行規則その他の命令》

#### ●施行規則

(旅程管理のための措置)＝法第12条の10関連

- ★★★ **規則第32条** 法第12条の10の国土交通省令で定める措置は、次のとおりとする。
- (1) 旅行に関する計画に定めるサービスの旅行者への確実な提供を確保するために旅行の開始前に必要な予約その他の措置
  - (2) 旅行地において旅行に関する計画に定めるサービスの提供を受けるために必要な手続の実施その他の措置(本邦内の旅行であって、契約の締結の前に旅行者にこれらの措置を講じない旨を説明し、かつ、当該旅行に関する計画に定めるサービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付した場合を除く。)
  - (3) 旅行に関する計画に定めるサービスの内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び当該サービスの提供を受けるために必要な手続の実施その他の措置(本邦内の旅行であって、契約の締結の前に旅行者にこれらの措置を講じない旨を説明し、かつ、当該旅行に関する計画に定めるサービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付した場合を除く。)
  - (4) 旅行に関する計画における2人以上の旅行者が同一の日程により行動することを要する区間における円滑な旅行の実施を確保するために必要な集合時刻、集合場所その他の事項に関する指示

(旅程管理業務に関する実務の経験)＝法第12条の11第1項関連

- ★★★ **規則第33条** 法第12条の11第1項の国土交通省令で定める旅程管理業務に関する実務の経験は、同項に規定する研修の課程を修了した日の前後1年以内に1回以上又は当該研修の課程を修了した日から3年以内に2回以上の旅程管理業務(本邦外の企画旅行に参加する旅行者

に同行する者にあつては、本邦外の旅行に関する旅程管理業務に限る。)に従事した経験(観光庁長官が、本邦外の企画旅行に係る旅程管理業務に関し特別の事情があると認めて、旅行の目的地の状況、言語その他の事項を勘案し旅行の目的地及び期間を限定して異なる経験を告示により指定した場合にあつては、当該指定による経験)とする。

- 2 前項の場合において、法第12条の11第1項の規定に適合する者の指導による旅程管理業務に相当する実務の研修を受けた経験は、当該研修を受けた地域を目的地とする旅行に係る旅程管理業務に従事した経験とみなす。

**ポイント解説** (法第12条の10・法第12条の11関連)

- 法第12条の10は、企画旅行業者の旅程管理義務について定めた条文である。
- 法第12条の11は、旅程管理業務を行う者のうち「主任の者」の資格要件を定めた条文である。

**1. 企画旅行の円滑な実施のための措置**

(1) 企画旅行は、企画者(旅行業者)が旅行日程や旅行サービスの内容、旅行代金等を決め、実施するものであることから、旅行サービスの手配を確実に実施するにとどまらず、突発的な変更等をせざるを得ない状況になった場合に代替手配を行うなど旅程全体の調整及び管理義務を旅行企画・実施者である旅行業者に課している。

(2) 旅程管理のための措置(規則第32条)

旅行業者が旅程管理のために講じなければならない具体的な措置は以下のとおり。

- ① 旅行の開始前に必要な予約その他の措置をとること(第1号)
- ② 旅行地において旅行に関する計画に定めるサービスの提供を受けるために必要な手続の実施その他の措置をとること(航空機の搭乗手続、ホテルのチェックイン手続等)(第2号)  
ただし、本邦内の旅行に限り次の2つの条件を満たした場合には、旅行業者はこの措置を行わなくともよい。

- ア. 契約の締結前に旅行者にこれらの措置を講じない旨を説明すること
- イ. 乗車券類、航空券、宿泊券などの旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付すること

③ 旅行に関する計画に定めるサービスの内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び当該サービスの提供を受けるために必要な手続の実施その他の措置をとること(第3号)

本邦内旅行の場合は、②と同様の取扱いができる。

④ 旅行に関する計画における2人以上の旅行者が同一の日程により行動することを要する区間における円滑な旅行を確保するために必要な集合時刻、集合場所その他の事項に関する指示をすること(第4号)

**2. 旅程管理業務を行う主任の者の資格要件**

企画旅行に同行する旅程管理業務を行う者(以下、「添乗員」という。)のうち主任の者の資格要件は、次の(1)(2)(3)のいずれの要件をも満たす者でなければならない。

- (1) 法第6条(登録の拒否)第1項第1号から第6号まで(P.33参照)のいずれにも該当しない者であること
- (2) 観光庁長官の登録を受けた者(登録研修機関)が実施する旅程管理業務に関する研修(旅程管理研修)の課程を修了した者であること

(3) 旅行の目的地を勘案して国土交通省令(規則第33条)で定める旅程管理業務に関する実務の経験を有する者であること

以上の要件は、同一ツアーに添乗員が複数同行する場合は、そのうちの「主任の者」(主任添乗員)だけに求められる資格要件であり、主任の者以外の者にはこの資格要件は求められていない。また、手配旅行に同行する添乗員には、この資格要件は求められていない。

### 3. 旅程管理業務に関する実務の経験(規則第33条)

(1) 旅程管理業務を行う者のうち、「主任の者」(主任添乗員)に求められる実務経験は、次の経験でなければならない。(第1項)

①「旅程管理業務に関する研修の課程を修了した日の前後1年以内に1回以上」

又は

「当該研修の課程を修了した日から3年以内に2回以上」

の旅程管理業務に従事した経験

②本邦外の企画旅行(海外企画旅行)に同行する主任添乗員の実務経験は、本邦外の添乗実務経験でなければならない。

③観光庁長官が、「本邦外の特定地域への企画旅行に同行する主任添乗員に特別に求める別途定める経験を告示により指定した場合※」は、その指定による経験

※例えば、テロや紛争が頻発している地域が目的地に含まれるような場合に、その地域限定でかつ所定の限定された期間は、当該主任添乗員には別途の経験を要すると観光庁長官が判断して、その者が必要とする経験を告示した場合という意味である。なお、「告示」とは、国家や地方公共団体などが、ある事項を公式に広く一般に知らせること。また、そのもの。一般に、官報(政府の機関紙)又は公報(官庁がその施策と業務について一般国民に発表する報告又は都道府県知事が発行する政府発行の官報に準じる文書)の掲載によって行われる。

(2) 実務の経験の中には、企画旅行に同行する旅程管理業務を行う者のうち主任の者の資格を有する者の指導による旅程管理業務に相当する実務の研修を受けた経験は、当該研修を受けた地域を目的地とする実務経験に含めることができる。したがって、国内研修旅行に参加した経験は、国内実務経験とみなすことができるが、海外実務経験とみなすことはできない。(第2項)

4. 本条からの出題傾向：本2条では、ポイント解説の太字箇所についての正誤問題が出題される。正確に正誤判断ができるよう準備を要する。

5. 本条に関する理解度チェック問題番号：P.113「問題16」

#### (登録研修機関の登録)

**第12条の12** 前条第1項の登録は、旅程管理研修の実施に関する業務(以下「旅程管理研修業務」という。)を行おうとする者の申請により行う。

#### (欠格事項)

**第12条の13** 次の各号のいずれかに該当する者は、第12条の11第1項の登録を受けることができない。

- (1) この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑の処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者
- (2) 第12条の23の規定により第12条の11第1項の登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過していない者
- (3) 法人であって、旅程管理研修業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

**(登録基準等)**

**第12条の14** 観光庁長官は、第12条の12の規定により登録を申請した者の行う旅程管理研修が、別表第1の左欄に掲げる科目について、それぞれ同表の右欄に掲げる講師によって行われるものであるときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

2 登録は、登録研修機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- (1) 登録年月日及び登録番号
- (2) 登録研修機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 登録研修機関が旅程管理研修業務を行う事務所の所在地
- (4) 前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

**別表第1(法第12条の4関係)**

科目	講師
1 この法律及び旅行業約款に関する科目	1 旅程管理業務を行う者として旅行業者によって選任される者のうち主任の者として旅程管理業務に従事した経験を有する者 2 旅行業務取扱管理者試験に合格した者 3 前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
2 旅程管理業務に関する科目	1 旅程管理業務を行う者として旅行業者によって選任される者のうち主任の者として旅程管理業務に5回以上従事した経験を有する者 2 旅行業務取扱管理者試験(地域限定旅行業務取扱管理者試験を除く。)に合格した者であって、旅行業に5年以上従事した経験を有する者 3 前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

**(登録の更新)**

**第12条の15** 第1項の登録は、3年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

**(旅程管理研修業務の実施に係る義務)**

**第12条の16** 登録研修期間は、公正に、かつ、第12条の14第1項の規定及び国土交通省令で定める基準に適合する方法により旅程管理研修業務を行わなければならない。

**(登録事項の変更の届出)**

**第12条の17** 登録研修機関は、第12条の14第2項第(2)号から第(4)号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を観光庁長官に届け出なければならない。

#### (旅程管理研修業務規程)

**第12条の18** 登録研修機関は、旅程管理研修業務に関する規程(以下「旅程管理研修業務規程」という。)を定め、旅程管理研修業務の開始前に、観光庁長官に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 旅程管理研修業務規程には、旅程管理研修の実施方法、旅程管理研修に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならない。

#### (業務の休廃止)

**第12条の19** 登録研修機関は、旅程管理研修業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を観光庁長官に届け出なければならない。

#### (財務諸表等の備付け及び閲覧等)

**第12条の20** 登録研修機関は、毎事業年度経過後3月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。))の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第83条第(1)号において「財務諸表等」という。)を作成し、5年間登録研修機関の事務所に備えて置かなければならない。

2 旅程管理研修を受けようとする者その他の利害関係人は、登録研修機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第(2)号又は第(4)号の請求をするには、登録研修機関の定めた費用を支払わなければならない。

(1)財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

(2)前号の書面の謄本又は抄本の請求

(3)財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

(4)前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

#### (適合命令)

**第12条の21** 観光庁長官は、登録研修機関が第12条の14第1項の規定に適合しなくなったと認めるときは、その登録研修機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

#### (改善命令)

**第12条の22** 観光庁長官は、登録研修機関が第12条の16の規定に違反していると認めるときは、その登録研修機関に対し、同条の規定による旅程管理研修業務を行うべきこと又は旅程管理研修の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

#### (登録の取消し等)

**第12条の23** 観光庁長官は、登録研修機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて旅程管理研修業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 第12条の13第(1)号又は第(3)号に該当するに至ったとき。
- (2) 第12条の17ら第12条の19まで、第12条の20第1項又は次条の規定に違反したとき。
- (3) 正当な理由がないのに第12条の20第2項各号の規定による請求を拒んだとき。
- (4) 前二条の規定による命令に違反したとき。
- (5) 不正の手段により第12条の11第1項の登録を受けたとき。

#### (帳簿の記載)

**第12条の24** 登録研修機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、旅程管理研修業務に関し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

#### (報告の徴収)

**第12条の25** 観光庁長官は、旅程管理研修業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録研修機関に対し、旅程管理研修業務の状況に関し必要な報告を求めることができる。

#### (立入検査)

**第12条の26** 観光庁長官は、旅程管理研修業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その職員に、登録研修機関の事務所に立ち入り、旅程管理研修業務の状況又は設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

#### (観光庁長官による旅程管理研修業務の実施)

**第12条の27** 観光庁長官は、第12条の11第1項の登録を受けた者がいないとき、第12条の19の規定による旅程管理研修業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があったとき、第12条の23の規定により第12条の11第1項の登録を取り消し、又は登録研修機関に対し旅程管理研修業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録研修機関が天災その他の事由により旅程管理研修業務の全部又は一部を実施することが困難となったとき、その他必要があると認めるときは、旅程管理研修業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

- 2 観光庁長官が前項の規定により旅程管理研修業務の全部又は一部を自ら行う場合における旅程管理研修業務の引継ぎその他の必要な事項については、国土交通省令で定める。

#### (公示)

**第12条の28** 観光庁長官は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- (1) 第12条の11第1項の登録をしたとき。
- (2) 第12条の17の規定による届出があったとき。
- (3) 第12条の19の規定による届出があったとき。
- (4) 第12条の23の規定により第12条の11第1項の登録を取り消し、又は旅程管理研修業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
- (5) 前条の規定により旅程管理研修業務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行っていた旅程管理研修業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

## 《法第12条の12～法第12条の28に関する施行規則その他の命令》

**(登録の申請)**＝法第12条の12関連

**規則第34条** 法第12条の12(法第12条の15第2項において準用する場合を含む。)の規定により法第12条の11第1項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、観光庁長官に提出しなければならない。

- (1)登録を受けようとする者の氏名又は商号若しくは名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - (2)登録を受けようとする者が旅程管理研修業務を行おうとする事務所の名称及び所在地
  - (3)登録を受けようとする者が旅程管理研修業務を開始する日
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1)登録を受けようとする者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類
    - イ 定款又は寄付行為及び登記事項証明書
    - ロ 役員の氏名及び経歴を記載した書類
  - (2)登録を受けようとする者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類
    - イ 住民票の写し
    - ロ 履歴書
  - (3)旅程管理研修が法別表第1の上欄に掲げる科目(以下この節において「登録研修科目」という。)について、それぞれ同表の下欄に掲げる講師(以下この節において「登録研修講師」という。)により行われることを証する書類
  - (4)登録研修講師の氏名、担当科目及び専任又は兼任の別を記載した書類
  - (5)登録を受けようとする者が法第12条の13各号のいずれにも該当しないことを証する書類

**(登録研修機関登録簿の記載事項)**＝法第12条の14関連

**規則第35条** 法第12条の14第2項第(4)号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1)旅程管理研修業務を行う事務所の名称
- (2)旅程管理研修業務の開始日

**(旅程管理研修業務の実施基準)**＝法第12条の16関連

**規則第36条** 法第12条の16の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1)旅行業に従事する者に対して、旅程管理研修を行うこと。
- (2)旅程管理研修を毎年1回以上行うこと。
- (3)登録研修科目の研修時間等の研修の内容及び研修の方法が、それぞれ観光庁長官が告示で定める基準に適合するものであること。
- (4)観光庁長官が告示で定める基準に適合する教材(以下この節において「登録研修教材」という。)を使用するものであること。
- (5)登録研修講師は旅程管理研修の内容に関する受講者の質問に対し、旅程管理研修中に適切に応答すること。
- (6)観光庁長官が告示で定めるところにより旅程管理研修の修了試験(以下この節において「修了試験」という。)を行い、当該試験に合格した者に対して、旅程管理研修の修了証明書(以下この節において「修了証明書」という。)を交付すること。
- (7)旅程管理研修を実施する日時、場所その他旅程管理研修の実施に関し必要な事項及び当該研修が旅程管理研修である旨を公示すること。

**(登録事項の変更の届出)**＝法第12条の17関連

**規則第37条** 登録研修機関(法第12条の11第1項に規定する「登録研修機関」をいう。以下この節において同じ。)は、法第12条の17の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を観光庁長官に提出しなければならない。

- (1)変更しようとする事項
- (2)変更しようとする日
- (3)変更の理由

**(旅程管理研修業務規程の記載事項)**＝法第12条の18関連

**規則第37条の2** 法第12条の18第2項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1)旅程管理研修業務を行う時間及び休日に関する事項
- (2)旅程管理研修業務を行う事務所に関する事項
- (3)旅程管理研修の日程及び公示方法に関する事項
- (4)旅程管理研修の受講の申請に関する事項
- (5)旅程管理研修の実施方法に関する事項
- (6)旅程管理研修に関する料金及びその収納の方法に関する事項
- (7)旅程管理研修の内容及び時間に関する事項
- (8)登録研修教材に関する事項
- (9)修了試験の実施方法
- (10)修了証明書の交付及び再交付に関する事項
- (11)旅程管理研修業務に関する秘密の保持に関する事項
- (12)旅程管理研修業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項
- (13)不正な受講者の処分に関する事項
- (14)その他旅程管理研修業務に関し必要な事項

**(研修業務の休廃止の届出)**＝法第12条の19関連

**規則第37条の3** 登録研修機関は、法第12条の19の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を観光庁長官に提出しなければならない。

- (1)休止又は廃止しようとする旅程管理研修業務の範囲
- (2)旅程管理研修業務を休止又は廃止しようとする日
- (3)旅程管理研修業務を休止しようとする期間
- (4)旅程管理研修業務を休止又は廃止しようとする理由

**(財務諸表等の閲覧の方法)**＝法第12条の20関連

**規則第37条の4** 法第12条の20第2項第(3)号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

**(電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法)**＝法第12条の20関連

**規則第37条の5** 法第12条の20第2項第(4)号の国土交通省令で定める方法は、電磁的方法であつて、次に掲げるもののうち、登録研修機関が定めるものとする。

- (1)送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

- (2)電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

**(帳簿の記載事項)** = 法第12条の24関連

**規則第37条の6** 法第12条の24の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1)旅程管理研修の料金の収納に関する事項
- (2)旅程管理研修の受講申請の受理に関する事項
- (3)旅程管理研修の証明書の交付及び再交付に関する事項
- (4)その他旅程管理研修の実施状況に関する事項
- 2 登録研修機関は、法第12条の24の帳簿を備え、旅程管理研修業務を廃止するまで保存しなければならない。
- 3 登録研修機関は、旅程管理研修に用いた登録研修教材並びに修了試験に用いた問題用紙及び答案用紙を旅程管理研修を実施した日から3年間保存しなければならない。

**(旅程管理研修業務の引継ぎ)** = 法第12条の27関連

**規則第37条の7** 登録研修機関は、法第12条の27第2項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

- (1)旅程管理研修業務を観光庁長官に引き継ぐこと。
- (2)旅程管理研修業務に関する帳簿及び書類を観光庁長官に引き継ぐこと。
- (3)その他観光庁長官が必要と認める事項

## 理解度チェック

## 旅程管理

(解答は、P.189~190)

**【問題16】**企画旅行の円滑な実施のための措置及び旅程管理業務を行う者に関する次の記述のうち、正しいものに○印を、誤っているものに×印をつけなさい。

1. 企画旅行の円滑な実施のための措置は、旅行業者が旅行者の募集をすることにより実施する企画旅行についてのみ、講ずればよい。
2. 旅行業者は、旅行に関する計画に定めるサービスの旅行者への確実な提供を確保するために、旅行に関する募集の開始前に必要な予約その他の措置を講じなければならない。
3. 旅行業者は、旅行に関する計画における2人以上の旅行者が同一の日程により行動することを要する区間における円滑な旅行の実施を確保するために必要な集合時刻、集合場所その他の事項に関する指示をする措置を講じなければならない。
4. 旅行業者は、旅行地において旅行に関する計画に定めるサービスの提供を受けるために必要な手続の実施その他の措置を講じなければならない。ただし、本邦内の旅行であって、契約の締結の前に旅行者にこれらの措置を講じない旨を説明し、かつ、当該旅行に関する計画に定めるサービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付した場合はこの限りでない。
5. 旅行業者は、旅行に関する計画に定めるサービスの内容の変更を必要とする事由が生じた場合は、代替サービスの手配及び当該サービスの提供を受けるために必要な手続の実施その他の措置を講じなければならない。ただし、本邦内の旅行であって、契約の締結の前に旅行者にこれらの措置を講じない旨を説明し、かつ、当該旅行に関する計画に定めるサービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付した場合はこの限りでない。
6. 旅行業者は、3年前に道路交通法違反で罰金刑に処せられた者を、企画旅行に参加する旅行者に同行する旅程管理業務を行う主任の者に選任することはできない。
7. 企画旅行に参加する旅行者に同行する旅程管理業務を行う者として旅行業者によって選任されるもののうち主任の者となるには、観光庁長官の登録を受けた者が実施する旅程管理研修の課程を修了し、かつ、旅行の目的地を勘案して国土交通省令で定める旅程管理業務に関する実務の経験を有するものでなければならない。
8. 国土交通省令で定める旅程管理業務に関する実務の経験は、主任の者のうち、本邦外の企画旅行に参加する旅行者に同行する者にあつては本邦外の旅行に関する旅程管理業務に従事した経験に、又本邦内の企画旅行に参加する旅行者に同行する者にあつては本邦内の旅行に関する旅程管理業務に従事した経験に限られる。
9. 旅程管理業務に関する実務の経験は、登録研修機関が実施する旅程管理研修の課程を修了した日の前後1年以内に1回以上又は当該研修の過程を修了した日から3年以内に2回以上の旅程管理業務に従事した経験をいう。
10. 旅行業者によって選任された旅程管理業務を行う主任の者の指導による旅程管理業務に相当する実務の研修を受けた経験は、当該研修を受けた地域を目的地とする旅行に係る旅程管理業務に従事した経験とみなすことができる。

## ○禁止行為—第1節(旅行業及び旅行業者代理業)—

### (禁止行為)

★★★

**第13条** 旅行業者等は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 第12条第1項又は第3項の規定により揭示した料金を超えて料金を収受する行為
- (2) 旅行業務に関し取引をする者に対し、その取引に関する重要な事項について、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為
- 2 旅行業者等は、旅行業務に関し取引をした者に対し、その取引によって生じた債務の履行を不当に遅延する行為をしてはならない。
- 3 旅行業者等又はその代理人、使用人その他の従業者は、その取り扱う旅行業務に関連して次に掲げる行為を行ってはならない。
  - (1) 旅行者に対し、旅行地において施行されている法令に違反する行為を行うことをあっせんし、又はその行為を行うことに関し便宜を供与すること。
  - (2) 旅行者に対し、旅行地において施行されている法令に違反するサービスの提供を受けることをあっせんし、又はその提供を受けることに関し便宜を供与すること。
  - (3) 前二号のあっせん又は便宜の供与を行う旨の広告をし、又はこれに類する広告をすること。
  - (4) 前三号に掲げるもののほか、旅行者の保護に欠け、又は旅行業の信用を失墜させるものとして国土交通省令で定める行為

### (名義利用等の禁止)

★★★

**第14条** 旅行業者等は、その名義を他人に旅行業又は旅行業者代理業のため利用させてはならない。

- 2 旅行業者等は、営業の貸渡しその他いかなる方法をもってするかを問わず、旅行業又は旅行業者代理業を他人にその名において経営させてはならない。

### 《法第13条に関する施行規則その他の命令》(法第14条関連の命令なし)

#### ●施行規則

(禁止行為)＝法第13条第3項第(4)号関連

★★★

**規則第37条の8** 法第13条第3項第(4)号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 運送サービス(専ら企画旅行の実施のために提供されるものに限る。)を提供する者に対し、輸送の安全の確保を不当に阻害する行為
- (2) 旅行者に対し、旅行地において特定のサービスの提供を受けること又は特定の物品を購入することを強要する行為
- (3) 宿泊のサービスを提供する者(旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条の2第1項に規定する営業者を除く。)と取引を行う際に、当該者が住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第1項の届出をした者であるかどうかの確認を怠る行為

#### ポイント解説 (法第13条・第14条関連)

- ・法第13条は、旅行業者等が旅行業務を行うに当たり、してはならない事項を定めた条文である。
- ・法第14条は、無登録営業につながりかねない「第三者への名義利用を認める行為」や「第三者への営業の貸渡し行為」などを禁止することを定めた条文である。

## 1. 旅行業者等の禁止行為(法第13条第1項・第2項)

- (1) 営業所内に掲示した**旅行業務の取扱いの料金**(法第12条)を超えて料金を収受する行為
- (2) **旅行業務に関する取引をする者**※1に、**取引に関する重要な事項**※2について故意に事実を告げず、又は不実のこと(事実でないこと)を告げる行為
- (3) **旅行業務に関し取引をした者**※1に対し、**債務の履行を不当に遅延する行為**※3「**正当な理由**」による遅延は禁止行為とはならない。

※1「旅行業務に関し取引をする(した)者」には、旅行者だけでなく運送、宿泊機関等の旅行サービスの提供機関、手配代行者、添乗員派遣会社等も含まれる。

※2「取引に関する重要な事項」とは、その事項について「旅行者や旅行サービス提供機関等の旅行業者が旅行業務に関し取引をする相手方」が正しい事実を知っていたならば取引の内容が別なものになっていたであろうと思われるような重要な事項をいう。

※3「債務の履行を不当に遅延する行為」とは、旅行業者等が、旅館ホテルなどに対して契約に定められた支払い期限を守らないなどの行為をいう。

## 2. 旅行業者等又はその代理人、使用人その他の従業員にも禁止されている行為(法第13条第3項)

- (1) 旅行者に対し、旅行地において施行されている法令に違反する行為を行うことをあせしめ、又はその行為を行うことに関し便宜を供与すること。
- (2) 旅行者に対し、旅行地において施行されている法令に違反するサービスの提供を受けることをあせしめ、又はその提供を受けることに関し便宜を供与すること。この場合、「サービス」自体が違法なもの(売春防止法違反など)を意味する。
- (3) 上記(1)(2)について広告すること。
- (4) 上記(1)(2)(3)に加えて、規則第37条の8に定める「旅行者の保護に欠け、又は旅行業の信用を失墜させる次の行為」
  - ① 運送サービス(専ら企画旅行の実施のために提供されるものに限る。)を提供する者に対し、輸送の安全の確保を不当に阻害する行為※4
  - ② 旅行者に対し、旅行地において特定のサービスの提供を受けること又は特定の物品を購入することを強要する行為
  - ③ 宿泊のサービスを提供する者(旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条の2第1項に規定する営業者を除く。)と取引を行う際に、当該者が住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第1項の届出をした者であるかどうかの確認を怠る行為

※4「運送サービス(専ら企画旅行の実施のために提供されるものに限る。)を提供する者に対し、輸送の安全の確保を不当に阻害する行為」とは、例えば、貸切バスを手配するにあたって、貸切バス会社に対して下限額割れの運賃の提供を強要するなど不法な行為をいう。

## 3. 名義利用を認める行為、営業の貸渡しの禁止(法第14条)

旅行業者等がその名義を他人に旅行業又は旅行業者代理業のため利用させること、又は営業の貸渡しなど方法を問わず、他人にその名義で旅行業又は旅行業者代理業を営ませることはならない。なぜなら、これらの行為を許してしまうと、旅行業者等が登録制を実施している意味がなくなり、引いては、法第1条の3つの目的を阻害することとなるためである。

## 4. 本条からの出題傾向：第13条では、「禁止行為として法令に定められているか否か」、第14条については、「名義利用や営業の貸渡しの可否」を問う問題が出題される。

## 5. 本条に関する理解度チェックの問題番号：P.116「問題17」

(解答は、P.190)

【問題17】旅行業者等がしてはならない行為に関する次の記述のうち、正しいものに○印を、誤っているものに×印をつけなさい。

1. 旅行業者等が、旅行業務に関し取引をする者に対し、その取引に関する重要な事項について、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為は、禁止行為に該当する。
2. 旅行業者等は、書面による旅行者の承諾があった場合に限り、営業所に掲示した旅行業務の取扱いの料金を超えて料金を収受することができる。
3. 旅行業者等は、旅行業務に関し取引をした者に対し、その取引によって生じた債務の履行をいかなる場合も遅延する行為をしてはならない
4. 旅行業者等が旅行者に対し、旅行地において施行されている法令に違反するサービスの提供をあっせんする旨の広告を掲載しても、便宜を供与しなければ禁止行為には該当しない。
5. 旅行業者等が、宿泊のサービスを提供する者(旅館業法第3条の2第1項に規定する営業者を除く。)と取引を行う際に、当該者が住宅宿泊事業法第3条第1項の届出をした者であるかどうかの確認を怠る行為は、禁止行為に該当する。
6. 旅行業者等が旅行者に対し、旅行地において特定のサービスの提供を受けること又は特定の物品を購入することを強要する行為は、禁止行為に該当する。
7. 旅行業者等が、運送サービス(専ら企画旅行の実施のために提供されるものに限る。)を提供する者に対し、輸送の安全の確保を不当に阻害する行為は、禁止行為に該当する。
8. 旅行業者等は、営業の貸渡しの方法であれば、旅行業又は旅行業者代理業を他人にその名において経営させることができる。

## ○受託契約 - 第1節(旅行業者及び旅行業者代理業) -

## (企画旅行を実施する旅行業者の代理)

★★★

- 第14条の2** 旅行業者は、他の旅行業者が実施する企画旅行(参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。)について、当該他の旅行業者を代理して企画旅行契約を締結することを内容とする契約(以下「受託契約」という。)を締結したときは、第3条の規定にかかわらず、旅行業者代理業の登録を受けなくても、当該受託契約の相手方(以下「委託旅行業者」という。)を代理して企画旅行契約を締結することができる。
- 2 前項の規定により委託旅行業者と受託契約を締結した旅行業者(以下「受託旅行業者」という。)が、当該受託契約において、当該受託旅行業者を所属旅行業者とする旅行業者代理業者のうち当該委託旅行業者を代理して企画旅行契約を締結することができるものを定めたときは、その受託契約において定められた旅行業者代理業者(以下「受託旅行業者代理業者」という。)は、当該委託旅行業者を代理して企画旅行契約を締結することができる。
- 3 委託旅行業者及び受託旅行業者は、受託契約において、委託旅行業者を代理して企画旅行契約を締結することができる受託旅行業者又はその受託旅行業者代理業者の営業所を定めておかなければならない。

## 《法第14条の2に関する施行規則その他の命令》なし

## ポイント解説 (法第14条の2関連)

本条は、他の旅行業者が実施する募集型企画旅行の代理販売ができる特例(受託契約)について定めている。

## 1. 受託契約

旅行業者が他の旅行業者が実施する募集型企画旅行を代理販売する行為は、本来ならば、旅行業者代理業に当たるため、旅行業者代理業の登録を受ける必要がある。しかし、特例として、当該他の旅行業者と「受託契約」を締結すれば、旅行業者代理業の登録を受けなくても、その旅行業者の実施する募集型企画旅行を代理販売することができる。(第1項)

この場合の募集型企画旅行を実施する旅行業者を「委託旅行業者」、委託旅行業者の募集型企画旅行を代理販売する旅行業者を「受託旅行業者」という。

また、旅行業者は、受託契約を締結すれば、他の旅行業者の募集型企画旅行を代理販売できるので、例えば、地域限定旅行業者が第1種旅行業者と受託契約を結べば、委託旅行業者である第1種旅行業者が実施する海外募集型企画旅行を代理販売することも可能となる。

## 2. 受託旅行業者代理業者

受託契約において、受託旅行業者が、その所属する旅行業者代理業者の中から、委託旅行業者の募集型企画旅行を取り扱うことができるものとして定めたときは、その旅行業者代理業者(=受託旅行業者代理業者)は、委託旅行業者を代理して募集型企画旅行契約を締結することができる。(第2項)

言い換えれば、旅行業者代理業者は、自ら直接、他の旅行業者と受託契約を締結することはできない。

### 3. 受託営業所と旅行業約款

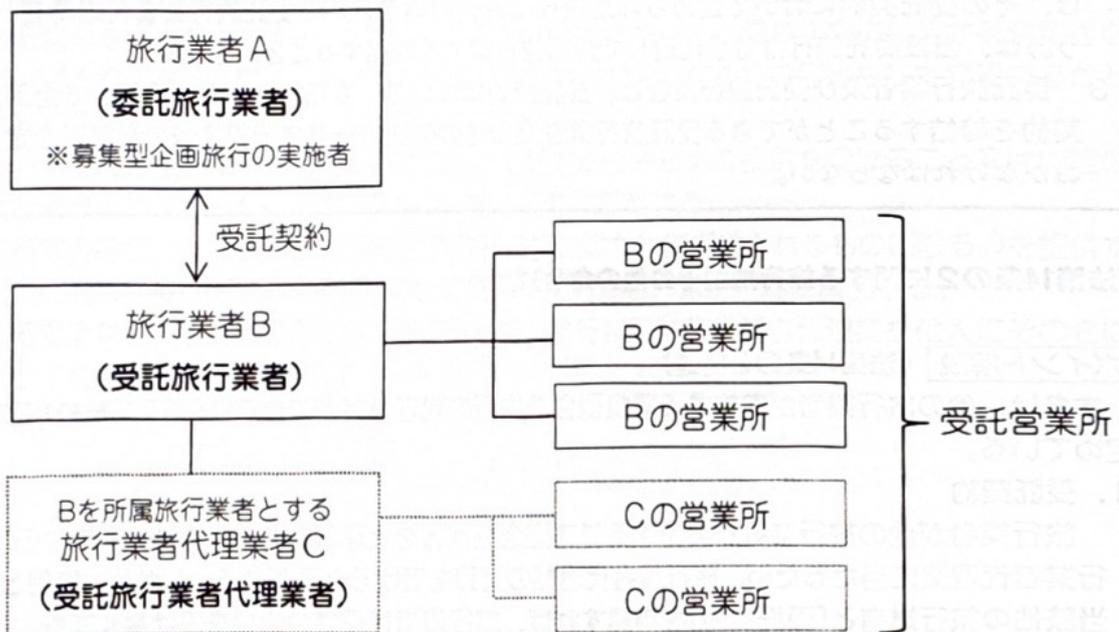
- (1) 受託旅行者は、受託販売の取扱いが可能な営業所(受託旅行者代理業者の営業所を含む)を定めておかなければならない。(第3項)
- (2) 受託旅行者又は受託旅行者代理業者は、委託旅行者の募集型企画旅行を代理販売するときは、委託旅行者の旅行業約款を、営業所において旅行者に見やすいように掲示又は旅行者が閲覧することができるように備え置かなければならない。(法第12条の2)

4. 本条からの出題傾向：ポイント解説の太字箇所についての正誤問題が出題される。正確に判断できるように準備することが必要である。

5. 本条に関する理解度チェック問題番号：P.119「問題18」

補足

#### 《「受託契約」の図解》



①旅行業者B(第1種、第2種、第3種、又は地域限定旅行業者)は、旅行業者A(第1種、第2種、第3種、又は地域限定旅行業者)の受託旅行者になることができる。また、旅行業者Aは複数の旅行業者と受託契約を締結することができ、相互に受託契約を締結することもできる。ただし、受託旅行者Bが他の旅行業者に旅行業者Aの実施する企画旅行を再委託することはできない。また、旅行業者代理業者は、自ら受託契約を締結することはできない。

②さらに、受託旅行者Bが、自社を所属旅行業者とする旅行業者代理業者CにAの実施する募集型企画旅行を代理販売することができるようにするには、その旨を「受託契約」に記載しなければならない。(第2項)

③上記①の場合「受託契約」において、「代理販売をすることができる旅行業者Bの営業所」を定めておかなければならない。同様に②の場合、「代理販売をすることができる旅行業者代理業者Cの営業所」を定めておかなければならない。(第3項)

理解度チェック

受託契約

(解答は、P.190)

**【問題18】**企画旅行を実施する旅行者の代理に関する次の記述のうち、正しいものに○印を、誤っているものに×印をつけなさい。

1. 旅行者は、他の旅行者が実施する企画旅行(参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。以下本問において同じ。)について、受託契約を締結したときは、旅行者代理業の登録を受けなくても、委託旅行者を代理して企画旅行契約を締結することができる。
2. 第1種旅行者、第2種旅行者又は第3種旅行者は、地域限定旅行者の受託旅行者になることはできない。
3. 旅行者は、複数の他の旅行者と受託契約を締結し受託旅行者になることができる。
4. 受託旅行者は、委託旅行者以外の旅行者に受託契約の再委託をすることができる。
5. 旅行者代理業者は、所属旅行者の事前の承諾があれば、自ら直接、他の旅行者と受託契約を締結することができる。
6. 委託旅行者及び受託旅行者は、受託契約において、委託旅行者を代理して企画旅行契約を締結することができる受託旅行者又はその受託旅行者代理業者の営業所を定めておかなければならない。
7. 営業所に総合旅行業務取扱管理者を選任している地域限定旅行者は、第1種旅行者が実施する本邦外の企画旅行を受託販売することができる。
8. 地域限定旅行者は、第2種旅行者を委託旅行者とする受託契約を締結することができる。

## ○旅行者代理業者—第1節(旅行業及び旅行者代理業)—

### (旅行者代理業者の旅行業務等)

★★★

- 第14条の3** 旅行者代理業者は、前条第2項の規定により代理して企画旅行契約を締結する場合を除き、その所属旅行者以外の旅行者のために旅行業務を取り扱ってはならない。
- 2 旅行者代理業者は、旅行業務に関し取引をしようとするときは、所属旅行者の氏名又は名称及び旅行者代理業者である旨を取引の相手方に明示しなければならない。
  - 3 旅行者代理業者は、その行う営業が旅行業であると誤認させ、又は所属旅行者を誤認させるような表示、広告その他の行為をしてはならない。
  - 4 観光庁長官は、旅行者代理業者に対し、その行う営業が旅行業であると誤認させ、又は所属旅行者を誤認させないようにするための措置をとるべきことを命ずることができる。
  - 5 所属旅行者は、旅行者代理業者が旅行業務につき旅行者に加えた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、当該所属旅行者がその旅行者代理業者への委託につき相当の注意をし、かつ、その旅行者代理業者の行う旅行業務につき旅行者に加えた損害の発生防止に努めたときは、この限りでない。

### 《法第14条の3に関する施行規則その他の命令》なし

#### ポイント解説 (法第14条の3関連)

本条は、旅行者代理業者が守るべき事項、及び旅行者代理業者が旅行者に加えた損害について所属旅行者がどこまで責任を負うのかななどを定めている。

#### 1. 旅行者代理業者の旅行業務に関する遵守事項

- (1) 旅行者代理業者は、所属旅行者以外の旅行者のために旅行業務を取り扱ってはならない。ただし、前条第2項の規程による受託旅行者代理業者になれば、所属旅行者以外の旅行者が実施する募集型企画旅行を受託販売することはできる。(第1項)  
旅行者代理業者が所属する旅行者を1社専属とする理由は、所属旅行者が2以上あると、旅行者代理業者が旅行者に損害を与えた場合、所属旅行者は管理監督責任を負うことになる(第5項)がその責任の所在が不明確になることを防ぐためである。
- (2) 旅行者代理業者は、旅行業務に関し取引をしようとするときは、取引の相手方に所属旅行者の氏名又は名称及び自らの地位は旅行者代理業者であって旅行者ではない旨を明示しなければならない。(第2項)
- (3) 旅行者代理業者は、その行う営業が旅行業であると誤認させたり、又は所属旅行者を誤認させたりするような表示や広告その他の行為をしてはならない。(第3項)
- (4) 登録行政庁は、旅行者代理業者に対し、その行う営業が旅行業であると誤認させないように、又は所属旅行者を誤認させないようにするための措置を取るべきことを命ずることができる。(第4項)

#### 2. 旅行者と旅行者代理業者の責任

旅行者代理業者が旅行業務を行った結果、故意又は過失により旅行者に損害を与えたとき

の所属旅行業者の責任は次のようになる。(第5項)

- (1)原則として、旅行業者代理業者ではなく、所属旅行業者が旅行者に対し損害賠償責任を負う。
- (2)ただし、所属旅行業者がその旅行業者代理業者への業務の委託に当たって、「相当の注意」をし(※)、かつ、「その旅行業者代理業者の行う旅行業務につき、旅行者に加えた損害の発生の防止に努めたとき」は、損害賠償責任を負わない。

※「相当の注意をし」とは、「旅行業者代理業者の選定に際し、違法な旅行業務を行う可能性がないか否かを厳重にチェックするなど」をいう。また、「その旅行業者代理業者の行う旅行業務につき旅行者に加えた損害の発生の防止に努めたとき」とは、例えば、「定期的に業務状況のチェックを実施し、必要に応じて指導していたとき」、あるいは「定期的に旅行業者代理業者の従業員等に研修を行っていたとき」などをいう。

3. 本条からの出題傾向：ポイント解説の太字箇所について正誤問題が出題される。正確に判断できるように準備することが必要である。

4：本条に関する理解度チェック問題番号：P.122「問題19-1・2・4・6・9」

#### (旅行業者代理業の登録の失効)

★★ **第15条の2** 旅行業者代理業の登録は、次の各号の一に該当することとなったときは、その効力を失う。

- (1)当該旅行業者代理業者が所属旅行業者のために旅行業務を取り扱うことを内容とする契約が効力を失ったとき。
- (2)所属旅行業者が第20条第1項又は第2項の規定により旅行業の登録を抹消されたとき。

#### ポイント解説 (法第15条の2関連)

本条は、旅行業者代理業の登録の失効について定めたものである。旅行業者代理業は、登録の有効期間の定めがなく(法第6条の2)、更新登録の必要もない(法第6条の3)。また、営業保証金の供託義務もない(法第7条)。このため、特に本条にてどのような場合に登録が失効するかを定めている。

#### 1. 旅行業者代理業の登録の失効

旅行業者代理業の登録は次の場合に失効する。

- (1)旅行業者代理業者が所属旅行業者のために旅行業務を取り扱うことを内容とする契約(代理業契約)が効力を失ったとき。(第1号)
- (2)所属旅行業者が法第20条第1項又は第2項の規定により旅行業の登録を抹消されたとき。(第2号)

2. 本条からの出題傾向：登録の失効事由2つを正確に覚えること。

3. 本条に関する理解度チェック問題番号：P.122「問題19-3・8」

**【問題19】**旅行業者代理業者に関する次の記述のうち、正しいものに○印を、誤っているものに×印をつけなさい。

1. 旅行業者代理業者は、受託旅行業者代理業者として委託旅行業者を代理して企画旅行契約(参加する旅行者の募集をすることにより実施する企画旅行に係るものに限る。)を締結する場合を除き、所属旅行業者以外の旅行業者のために旅行業務を取り扱ってはならない。
2. 旅行業者代理業者は、旅行業務に関し取引をしようとするときは、所属旅行業者の氏名又は名称及び旅行業者代理業者である旨を取引の相手方に明示しなければならない。
3. 旅行業者代理業者が所属旅行業者のために旅行業務を取り扱うことを内容とする契約が効力を失ったときであっても、新たに所属旅行業者を定めるまでの間は当該旅行業者代理業者の登録は有効である。
4. 登録行政庁は、旅行業者代理業者に対し、その行う営業が旅行業であると誤認させないようにするための措置をとるべきことを命ずることができる。
5. 旅行業者代理業者は、自らが定めた旅行業約款を、その営業所において、旅行者に見やすいように掲示し、又は旅行者が閲覧することができるように備え置かなければならない。
6. 所属旅行業者は、その旅行業者代理業者が旅行業務につき旅行者に加えた損害を賠償する責めに任ずるが、当該所属旅行業者がその旅行業者代理業者への委託につき相当な注意を払えば、その責任を免れる。
7. 旅行業者代理業者は、その代理する旅行業者が営業保証金の供託をした旨の届出をした後でなければ、その事業を開始してはならない。
8. 旅行業者代理業者の所属旅行業者がその事業を廃止し、登録行政庁にその旨を届け出て旅行業の登録を抹消されたときは、当該旅行業者代理業者の登録は効力を失う。
9. 旅行業者代理業者を営もうとする者は、地域限定旅行業者を所属旅行業者とすることはできない。
10. 旅行業者代理業者がその事業を廃止したときは、その日から30日以内にその旨を登録行政庁に届け出なければならない。

## ○事業の廃止等・業務改善命令・登録の取消し等 －第1節(旅行業及び旅行業者代理業)－

### (事業の廃止等)

- ★ **第15条** 旅行業者等は、その事業を廃止し、事業の全部を譲渡し、又は分割により事業の全部を承継させたときは、その日から30日以内に、その旨を観光庁長官に届け出なければならない。
- 2 旅行業者等たる法人が合併により消滅したときは、その業務を執行する役員であった者は、その日から30日以内に、その旨を観光庁長官に届け出なければならない。
- 3 旅行業者等が死亡したときは、相続人は、被相続人の死亡を知った日から30日以内にその旨を観光庁長官に届け出なければならない。
- 4 旅行業者等が死亡した場合において、相続人が被相続人の死亡後60日以内に登録の申請をしたときは、相続人は、被相続人の死亡の日からその登録があった旨又は登録を拒否する旨の通知を受ける日まで引き続き旅行業又は旅行業者代理業を営むことができるものとし、この間の営業については、被相続人の受けた旅行業又は旅行業者代理業の登録は、被相続人の死亡の日相続人が受けたものとみなし、被相続人の供託した営業保証金は、相続人が供託したものとみなす。

### 《法第15条に関する施行規則その他の命令》

#### ●施行規則

(事業の廃止等の届出)＝法第15条第1項関連

- 規則第38条** 法第15条第1項の規定により旅行業又は旅行業者代理業の廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業廃止届出書を登録行政庁に提出しなければならない。
- (1)氏名又は商号若しくは名称及び住所  
(2)登録番号  
(3)事業廃止の年月日  
(4)事業廃止の理由
- 2 法第15条第1項の規定により旅行業又は旅行業者代理業の全部の譲渡の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業譲渡届出書を登録行政庁に提出しなければならない。
- (1)前項第一号及び第二号に掲げる事項  
(2)事業譲渡の年月日  
(3)事業を譲り受けた者の氏名又は商号若しくは名称及び住所  
(4)事業譲渡の理由
- 3 法第15条第1項の規定により分割による旅行業又は旅行業者代理業の全部の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業分割承継届出書を登録行政庁に提出しなければならない。
- (1)第1項第(1)号及び第(2)号に掲げる事項  
(2)事業分割承継の年月日  
(3)事業を分割により承継した法人の商号又は名称及び所在地  
(4)事業分割承継の理由

**(法人の合併による消滅等の届出)**＝法第15条第2項関連

**規則第39条** 法第15条第2項の規定により旅行業者等たる法人の合併による消滅の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した法人消滅届出書を登録行政庁に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は商号若しくは名称及び住所
- (2) 登録番号
- (3) 合併の年月日
- (4) 合併後存続する法人又は合併により設立した法人の商号又は名称及び所在地
- (5) 合併の理由

**(死亡の届出)**＝法第15条第3項関連

**規則第40条** 法第15条第3項の規定により旅行業者等の死亡の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した旅行業者等死亡届出書を登録行政庁に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は商号若しくは名称及び住所
- (2) 登録年月日
- (3) 死亡の年月日

**(心身の故障により認知等を適切に行うことができない状態となった場合の届出)(※)**

**規則第40条の2** 旅行業者代理業者(個人にあっては、その法定代理人若しくは同居の親族を含む。)は、当該旅行業者代理業者(法人にあっては、その役員)が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となったときは、登録行政庁(旅行業者代理業者が現に登録を受けている行政庁をいう。)に届け出なければならない。この場合においては、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付しなければならない。

※本規則は、旅行業法及び旅行業法施行規則の一部改正(令和元年9月14日施行)により、成年被後見人等の欠格条項が見直され、個別審査規定へと適正化されるとともに、更新制を持たない旅行業者代理業について、心身の故障により、認知等を適切に行うことができなくなった場合の届出に関する規定として設けられた。

#### ポイント解説 (法第15条関連)

本条は、旅行業者等の「事業の廃止」、「事業の全部譲渡」、「分割による事業の全部承継」、「合併による法人の消滅」、個人旅行業者等の「死亡の届出」、「事業継承の手続」について定めている。

##### 1. 事業の廃止等の届出

旅行業者等は、次の場合、その日から30日以内に登録行政庁に届け出なければならない。

- (1) 事業を廃止したとき。(第1項)
- (2) 事業の全部を譲渡したとき。(第1項)
- (3) 分割により事業の全部を承継させたとき。(第1項)
- (4) 法人旅行業者等が合併により消滅したとき。(第2項)
- (5) 個人旅行業者等が死亡したとき。(届出者は相続人。死亡を知った日から30日以内。)(第3項)

2. 本条からの出題傾向：本条からは、平成26年(国内)に1度出題された。ひとつおり目を通しておくこと。

3. 本条に関する理解度チェックの問題番号：P.122「問題19-10」

## (業務改善命令)

★★★

- 第18条の3** 観光庁長官は、旅行業者等の業務の運営に関し、取引の公正、旅行の安全又は旅行者の利便を害する事実があると認めるときは、当該旅行業者等に対し、次に掲げる措置をとるべきことを命ずることができる。
- (1) 旅行業務取扱管理者を解任すること。
  - (2) 旅行業務の取扱いの料金又は企画旅行に関し旅行者から収受する対価を変更すること。
  - (3) 旅行業約款を変更すること。
  - (4) 企画旅行に係る第12条の10の国土交通省令で定める措置を確実に実施すること。
  - (5) 旅行者に生じた損害を賠償するために必要な金額を担保することができる保険契約を締結すること。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、業務の運営の改善に必要な措置をとること。
- 2 観光庁長官は、旅行業者等が第12条の2第3項、第12条の4第1項若しくは第2項、第12条の5第1項、第12条の7、第12条の8又は第13条第1項(第(2)号に掲げる行為のうち旅行者に対する行為に係る部分に限る。)の規定に違反した場合において、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、消費者庁長官に協議しなければならない。
- 3 消費者庁長官は、旅行者の正当な利益の保護を図るため必要があると認めるときは、観光庁長官に対し、第1項の規定による命令(前項に規定する規定に違反した旅行業者等に対するものに限る。)に関し、必要な意見を述べるることができる。
- 4 前二項の規定は、第67条の規定により、第1項に規定する観光庁長官の権限に属する事務を都道府県知事が行うこととされている場合には、適用しない。

## 《法第18条の3に関する施行規則その他の命令》なし

## ポイント解説 (法第18条の3関連)

本条は、観光庁長官(登録行政庁)に所定の事項について旅行業者等に対する業務改善命令を行う権限を与えた条文である。

## 1. 業務改善命令

観光庁長官(登録行政庁)が業務改善命令を行うことができる事項は次のとおり。(第1項)

- ① 旅行業務取扱管理者を解任すること。(第1号)
- ② 旅行業務の取扱いの料金又は企画旅行に関し旅行者から収受する対価を変更すること。(第2号)
- ③ 旅行業約款を変更すること。(第3号)
- ④ 企画旅行に係る第12条の10の国土交通省令で定める措置(旅程管理のための措置)を確実に実施すること。(第4号)
- ⑤ 旅行者に生じた損害を賠償するために必要な金額を担保することができる保険契約を締結すること。\*(第5号)
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、業務の運営の改善に必要な措置をとること。(第6号)

※⑤は、旅行者保護のため、旅行業者の損害賠償責任、特別補償責任を担保する保険契約を締結するよう命じるという意味である。

2. 本条第2項～第4項の規定は、業務改善命令を発出する際の消費者庁との協議等について定めている。

3. 本条からの出題傾向：業務改善命令の6つの事項については、「法令に定められているか定められていないか」を問う問題としてほぼ毎年出題されるので正確に判断することができるように記憶を要する。

(定められていない事項の出題例)

- 旅行業協会に加入すること
- 并済業務保証金分担金を納付すること
- 旅程管理業務を行う主任の者を解任すること
- 営業保証金を供託すること

4. 本条に関する理解度チェックの問題番号：P.130「問題20」

#### (登録の取消し等)

★★★

**第19条** 観光庁長官は、旅行業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、6月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は登録を取り消すことができる。

(1) この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

(2) 第6条第1項第(2)号、第(3)号若しくは第(5)号から第(8)号までのいずれかに掲げる者に該当することとなったとき、又は登録当時同項各号のいずれかに掲げる者に該当していたことが判明したとき。

(3) 不正の手段により第3条の登録、第6条の3第1項の有効期間の更新の登録又は第6条の4第1項の変更登録を受けたとき。

2 観光庁長官は、旅行業者等が登録を受けてから1年以内に事業を開始せず、又は引き続き1年以上事業を行っていないと認めるときは、登録を取り消すことができる。

3 第6条第2項の規定は前二項の規定による処分について、前条第2項から第4項までの規定は第1項の規定による処分について、それぞれ準用する。

#### 《法第19条に関する施行規則その他の命令》なし

#### ポイント解説 (法第19条関連)

本条は、旅行業者等が旅行業法違反などの行為を行った際に、観光庁長官(登録行政庁)が、当該旅行業者等に対し、「業務停止命令」「登録取消処分」などの制裁をすることができる旨を定めている。

#### 1. 登録の取消し等

観光庁長官(登録行政庁)が「業務停止命令」又は「登録取消処分」を行うことができるケースは、次表のとおり。

**《「業務停止命令」又は「登録取消処分」となるケース》**

どんなとき	制裁内容
①旅行業法若しくはこれに基づく命令(施行規則等)又はこれらに基づく処分に違反したとき(第1項第1号)	次のうちどちらでも行うことができる。
②登録後に法第6条(登録の拒否)P.33 第1項第2号、第3号若しくは第5号から第8号までのいずれかに該当する者となったとき (又は) 登録後に登録当時法第6条第1項第1号～第11号のいずれかに該当していたことが判明したとき (第1項第2号)	①6箇月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止命令 ②登録の取消し
③不正の手段により「第3条の登録」、「第6条の3第1項の有効期間の更新の登録」又は「第6条の4の変更登録」を受けたとき(第1項第3号)	
④旅行業者等が登録を受けてから1年以内に事業を開始しないと認めるとき (又は) 旅行業者等が引き続き1年以上事業を行っていないと認めるとき (第2項)	登録の取消し

2. 登録行政庁は、旅行業者等の登録を取り消す場合においては、遅滞なく、理由を付して、その旨を当該旅行業者等に通知しなければならない。(第3項)

3. 本条からの出題傾向：どんなときに、どのような制裁を受けるのが、上表で整理して正確に覚えること。

4. 本条に関する理解度チェックの問題番号：P.130「問題21」

(登録の抹消等)

- ★ **第20条** 観光庁長官は、登録の有効期間(第6条の3第3項に規定する場合にあっては、同項の規定によりなお効力を有することとされる期間を含む。)が満了したとき、第7条第5項(第8条第3項又は第9条第2項において準用する場合を含む。)若しくは前条第1項若しくは第2項の規定による登録の取消しをしたとき、第15条の規定による届出があったとき、又は第15条の2若しくは第18条第3項(第54条第4項又は第61条第2項において準用する場合を含む。)の規定により登録が効力を失ったときは、当該旅行業又は旅行業者代理業の登録を抹消しなければならない。
- 2 観光庁長官は、第15条第2項又は第3項の規定による届出をすべき事実が発生したと認める場合において、これらの規定に基づく届出がないときは、当該届出がなくても旅行業又は旅行業者代理業の登録を抹消することができる。
- 3 前二項の規定による登録の抹消があったときは、旅行業者であった者又はその承継人は、供託した営業保証金を取り戻すことができる。
- 4 第9条第8項及び第9項の規定は、前項の規定により営業保証金を取り戻す場合について準用する。

《法第20条に関する施行規則その他の命令》なし

ポイント解説 (法第20条関連)

1. 登録の抹消

本条は、旅行業等の登録の抹消及び抹消後の営業保証金の取戻しについて定めている。

なお、「登録の抹消」と「登録の取消し」は別物である。「登録の取消し」は制裁としての行政処分であり、「登録の抹消」は登録行政庁が行わなければならない手続を定めたものである。

2. 本条からの出題傾向：本条からは、過去ほとんど出題されていないが、旅行業者代理業の登録の失効事由として出題されることがある。なお、営業保証金の取戻しについての詳細は、法第9条のポイント解説(P.52)を参照。

**(旅行業者登録簿等の閲覧)**

**第21条** 観光庁長官は、旅行業者登録簿及び旅行業者代理業者登録簿を公衆の閲覧に供しなければならない。

**(手数料)**

**第22条** 第6条の3第1項の規定による有効期間の更新の登録の申請をする者(第67条の規定により都道府県知事が行うこととされる事務に係る申請をする者を除く。)は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

(1) 第4条第1項の規定による登録の申請又は第6条の4第1項の規定による変更登録の申請(当該変更登録の申請の際現に都道府県知事により第5条第1項に規定する旅行業者登録簿に登録されている者が行うものに限る。)については、登録免許税

(2) 前号に掲げる申請以外の申請については、手数料

2 第11条の3第1項の旅行業務取扱管理者試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

3 第12条の27第1項の規定により観光庁長官が行う旅程管理研修を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

**《法第21条に関する施行規則その他の命令》なし****《法第22条に関する施行規則その他の命令》****●施行規則**

**(手数料)**＝法第22条関連

**規則第41条** 令第4条第1項から第3項までに規定する手数料は、それぞれ更新登録申請書、旅行業務取扱管理者試験受験願書又は旅程管理研修受講申請書に収入印紙を貼って納めなければならない。

2 法第69条第9項の規定により前項の手数料を旅行業協会に納付する場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該旅行業協会の試験事務規程に定めるところによる。

3 すでに納めた手数料は、いかなる理由があつても返さない。

**●旅行業法施行令＝政令＝法第22条関連**

**(手数料)**

**旅行業法施行令第4条** 法第22条第1項の規定により納めなければならない手数料の額は、29,200円(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して更新の登録の申請をする場合にあつては、28,300円)とする。

2 法第22条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 総合旅行業務取扱管理者試験 6,500円

(2) 国内旅行業務取扱管理者試験 5,800円

(3) 地域限定旅行業務取扱管理者試験 5,500円

3 法第22条第3項の規定により納めなければならない観光庁長官が行う旅程管理研修の手数料の額は、37,600円とする。

4 法第40条の規定により納めなければならない観光庁長官が行う旅行サービス手配業務取扱管理者研修の手数料の額は、17,900円とする。

(解答は、P.191)

**【問題20】**次の記述のうち、登録行政庁が旅行者等に命ずることができる措置(業務改善命令)として定められているものに○印を、定められていないものに×印をつけなさい。

1. 旅行業協会に加入すること。
2. 営業保証金を供託すること。
3. 旅行業務取扱管理者を解任すること。
4. 弁済業務保証金分担金を納付すること。
5. 旅行業約款を変更すること。
6. 旅行業務の取扱いの料金を変更すること。
7. 企画旅行に関し旅行者から收受する対価を変更すること。
8. 旅程管理業務を行う主任の者を解任すること。
9. 企画旅行の円滑な実施のための措置を確実に実施すること。
10. 旅行者に生じた損害を賠償するために必要な金額を担保することができる保険契約を締結すること。

**【問題21】**登録の取消し等に関する次の記述の( )内に該当する正しい数字や語句を記入しなさい。

1. 登録行政庁は、旅行者等が次の各号の一に該当するときは、( ① )以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の( ② )を命じ、又は( ③ )を取り消すことができる。  
(1)この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。  
(2)第6条第1項第2号、第3号若しくは第5号から第8号までのいずれかに掲げる者に該当することとなったとき、又は登録当時同項各号のいずれかに掲げる者に該当していたことが判明したとき。  
(3)不正の手段により、旅行者等にあつては、第3条の登録、第6条の3第1項の有効期間の( ④ )の登録又は第6条の4第1項の( ⑤ )を受けたとき。
2. 登録行政庁は、旅行者等が( ③ )を受けてから( ⑥ )以内に事業を開始せず、又は引き続き( ⑥ )以上事業を行っていないと認めるときは、( ③ )を取り消すことができる。

## 第2節 旅行サービス手配業

### ○登録 - 第2節(旅行サービス手配業) -

(登録)

- ★★★ **第23条** 旅行サービス手配業を営もうとする者は、観光庁長官の行う登録を受けなければならない。

#### 《法第23条に関する施行規則その他の命令》

##### ●施行規則

(新規登録の申請手続) = 法第23条関連

- ★★★ **規則第42条** 法第23条の規定による旅行サービス手配業の登録(以下この節において「新規登録」という。)の申請をしようとする者は、主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に、第十六号様式による新規登録申請書を提出しなければならない。

#### ポイント解説 (法第23条関連)

法第23条及び規則第42条は、第1節「旅行業及び旅行業者代理業」の法第3条及び規則第1条の2に対応する条文である。

##### 1. 旅行サービス手配業の新規登録の申請手続

旅行サービス手配業の新規登録の申請先は、規則第42条により「主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事」である。

また、旅行サービス手配業には、登録の有効期間の定めはないので、更新登録の定めもない。

2. 本条からの出題傾向：旅行業登録との相違点(有効期間、更新登録、変更登録は無い点)や申請手続についての正誤問題が出題される。

3. 本条に関する理解度チェック問題番号：P.149「問題22-1・2」

(登録の申請)

- ★ **第24条** 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を観光庁長官に提出しなければならない。

(1) 氏名又は商号若しくは名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 主たる営業所及びその他の営業所の名称及び所在地

2 申請書には、事業の計画その他の国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

## 《法第24条に関する施行規則その他の命令》

### ●施行規則

(新規登録の添付書類)＝法第24条関連

**規則第43条** 法第24条第2項の国土交通省令で定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。

- (1)申請者が法人である場合にあっては、次に掲げる書類
    - イ 定款又は寄附行為
    - ロ 登記事項証明書
    - ハ 次に掲げる事項を記載した書類
      - (1)旅行サービス手配業務に係る事業の計画
      - (2)旅行サービス手配業務に係る組織の概要
    - ニ 法第6条第1項第(1)号、第(2)号、第(4)号及び第(8)号並びに法第26条第1項第(3)号から第(5)号までのいずれにも該当しないことを証する書類
  - (2)申請者が個人である場合にあっては、次に掲げる書類
    - イ 住民票の写し
    - ロ 申請者が未成年であるときは、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合にあっては、その商号又は名称及び住所並びにその代表者の氏名)を記載した書類(申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有する未成年者であるときは、その法定代理人の許可を受けたことを証する書面)
    - ハ 法第6条第1項第(1)号から第(4)号まで及び第(8)号並びに法第26条第1項第(2)号、第(3)号及び第(5)号のいずれにも該当しないことを証する書類
    - ニ 前号ハに掲げる書類
- 2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事が住民基本台帳法第30条の11第1項(同項第(1)号に係る部分に限る。)の規定により地方公共団体情報システム機構から当該申請者に係る機構保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものの提供を受ける場合又は同法第30条の15第1項(同項第(1)号に係る部分に限る。)の規定により当該申請者に係る都道府県知事保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものを利用する場合の法第24条第2項の国土交通省令で定める事項を記載した書類は、前項第(1)号及び第(2)号ロからニまでに掲げるものとする。

### ポイント解説 (法第24条関連)

法第24条及び規則第43条は、第1節「旅行業及び旅行業者代理業」の法第4条及び規則第1条の4に対応する条文である。

#### 1. 申請書の記載事項

申請書の記載事項は以下のとおり(第十七号様式(新規登録申請書)はP135参照。)

- (1)氏名又は商号若しくは名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2)主たる営業所及びその他の営業所の名称及び所在地

#### 2. 本条に関する理解度チェック問題番号：P.149「問題22-3」

**(登録の実施)**

**第25条** 観光庁長官は、前条の規定による登録の申請があった場合においては、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を旅行サービス手配業者登録簿に登録しなければならない。

- (1) 前条第1項各号に掲げる事項
- (2) 登録年月日及び登録番号

2 観光庁長官は、前項の規定により登録をした場合においては、遅滞なく、その旨を登録の申請者に通知しなければならない。

**《法第25条に関する施行規則その他の命令》****●施行規則**

(旅行サービス手配業者登録簿の様式) = 法第25条関連

**規則第44条** 法第25条第1項の旅行サービス手配業者登録簿の様式は、第十七号様式とする。

**(登録の拒否)**

★ **第26条** 観光庁長官は、登録の申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 第6条第1項第(1)号から第(4)号まで又は第(8)号のいずれかに該当する場合
- (2) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が第6条第1項第(1)号から第(4)号まで又はこの項第(4)号のいずれかに該当するもの
- (3) 心身の故障により旅行サービス手配業を適正に遂行することができない者として国土交通省令で定めるもの又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (4) 法人であつて、その役員のうち第6条第1項第(1)号から第(4)号まで又は前号のいずれかに該当する者があるもの
- (5) 営業所ごとに第28条の規定による旅行サービス手配業務取扱管理者を確実に選任すると認められない者

2 観光庁長官は、前項の規定により登録の拒否をした場合においては、遅滞なく、理由を付して、その旨を申請者に通知しなければならない。

**《法第26条に関する施行規則その他の命令》**

(心身の故障により旅行サービス手配業を適正に遂行することができない者)

= 法第26条第1項第(3)号関連

**規則第44条の2** 法第26条第1項第(3)号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により旅行サービス手配業を適正に遂行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

**ポイント解説** (法第26条関連)

法第26条は、第1節「旅行業及び旅行業者代理業」の法第6条に対応する条文である。

**1. 旅行業の登録拒否事由との相違点**

旅行サービス手配業の登録拒否事由には、基準資産額による**財産的基礎の規定はない**。

**2. 本条に関する理解度チェック問題番号：P.149「問題22-4」**

**(変更届出等)**

- ★★ **第27条** 旅行サービス手配業の登録を受けた者(以下「旅行サービス手配業者」という。)は、第24条第1項各号に掲げる事項について変更があったときは、その日から30日以内に、国土交通省令で定める書面を添付して、その旨を観光庁長官に届け出なければならない。
- 2 観光庁長官は、前項の規定による届出を受理したときは、第37条第1項の規定により登録を取り消す場合を除き、届出があった事項を旅行サービス手配業者登録簿に登録しなければならない。

**《法第27条に関する施行規則その他の命令》**

●施行規則

(登録事項の変更の届出)＝法第27条関連

- ★★ **規則第45条** 旅行サービス手配業者は、法第27条第1項の規定により登録事項の変更の届出をしようとするときは、主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に、第十八号様式による登録事項変更届出書を提出しなければならない。ただし、法第24条第1項第(2)号に規定する主たる営業所の所在地の変更(都道府県の区域を異にする所在地の変更に限る。)の届出をしようとするときは、変更後の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に届出書を提出しなければならない。
- 2 前項の届出書には、変更に係る事項に関する第十九号様式による書類及び法人の代表者が法第6条第1項第(7)号に該当しないことを証する書類(変更に係る事項が法人の代表者の氏名であるときに限る。)を添付しなければならない。
- 3 第4条の2第3項から第5項までの規定は、第1項ただし書の届出事項の登録の実施について準用する。この場合において、同条第3項中「登録行政庁(旅行業者が現に登録をうけている行政庁をいう。以下この条、第9条の2及び第22条において同じ。)」とあり、並びに同項、同条第4項及び第5項中「登録行政庁」とあるのは、「変更前の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事」と読み替えるものとする。

ポイント解説 (法第27条関連)

法第27条は、第1節「旅行業及び旅行業者代理業」の法第6条の4第3項に対応する条文である。

1. 変更の届出

旅行サービス手配業には、業務の範囲の定めはないので**変更登録の定めはない**。

以下の変更については、**その日から30日以内に**、国土交通省令で定める書面(登録事項変更届出書)を添付して、その旨を登録行政庁に届け出なければならない。

- ①氏名又は称号若しくは名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名が変更になったとき
- ②主たる営業所及びその他の営業所の名称及び所在地が変更となったとき

2. 本条に関する出題傾向：変更の届出をしなければならない事項(上記①②)を正確におぼえること。

3. 本条及び関連規則に関する理解度チェック問題番号：P.149「問題22-5」

新規登録申請書の様式：

第十六号様式(第四十二条関係)

新規登録申請書(1)			
収入印紙又は貼紙貼付箇所			
(捺印しないこと。)			
ふりがな			
氏名 (法人にあつては、 その名称)			
ふりがな			
代表者の氏名 (法人の場合)			
ふりがな			
住所 (法人にあつては、 その所在地)			
ふりがな			
電話番号			
ふりがな	ふりがな		
主たる営業所の 名称	主たる営業所の 所在地		
年 月 日			
<p>知事殿</p> <p>旅行業法第二十三条の規定による新規登録の申請をします。 この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。</p> <p style="text-align: center;">申請者の氏名又は名称</p>			

(日本産業規格 A列4番)

第十八号様式(第四十五条関係) (平成20年交令08・通知、令元交令20・一部改正)

登録事項変更届出書

受付印	知事登録旅行サービス手配業 第 号	
変更事項(新旧の対照を明示すること。)		
新	旧	
年 月 日		
<p>知事殿</p> <p>旅行業法第二十七条第一項の規定により登録事項の変更の届出をします。 この届出書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。</p> <p style="text-align: center;">届出人の氏名又は名称</p>		

(日本産業規格 A列4番)

## ○旅行サービス手配業務取扱管理者

### —第2節(旅行サービス手配業)—

#### (旅行サービス手配業務取扱管理者の選任)

★★★

- 第28条** 旅行サービス手配業者は、営業所ごとに、1人以上の第5項の規定に適合する旅行サービス手配業務取扱管理者を選任して、当該営業所における旅行サービス手配業務に関し、その取引に係る取引条件の明確性、旅行に関するサービスの提供の確実性その他取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な国土交通省令で定める事項についての管理及び監督に関する事務を行わせなければならない。
- 2 旅行サービス手配業者は、その営業所の旅行サービス手配業務取扱管理者として選任した者の全てが第6条第1項第(1)号から第(4)号まで若しくは第26条第1項第(2)号若しくは第(3)号のいずれかに該当し、又は選任した者の全てが欠けるに至ったときは、新たに旅行サービス手配業務取扱管理者を選任するまでの間は、その営業所において旅行サービス手配業務に関する契約を締結してはならない。
  - 3 第1項の規定は、旅行サービス手配業務を取り扱う者が1人である営業所についても適用があるものとする。
  - 4 旅行サービス手配業務取扱管理者は、他の営業所の旅行サービス手配業務取扱管理者となることができない。
  - 5 旅行サービス手配業務取扱管理者は、第6条第1項第(1)号から第(4)号まで並びに第26条第1項第(2)号及び第(3)号のいずれにも該当しない者で、次条において準用する第12条の12から第12条の14までの規定により観光庁長官の登録を受けた者(以下この節において、「登録研修機関」という。)が実施する旅行サービス手配業務に関する研修(以下「旅行サービス手配業務取扱管理者研修」という。)の課程を修了したもの又は次に掲げるものでなければならない。
    - (1)本邦内の旅行のみについて旅行サービス手配業務を取り扱う営業所にあつては、第11条の3の規定による総合旅行業務取扱管理者試験又は国内旅行業務取扱管理者試験に合格した者
    - (2)前号の営業所以外の営業所にあつては、第11条の3の規定による総合旅行業務取扱管理者試験に合格した者
  - 6 旅行サービス手配業者は、旅行サービス手配業務取扱管理者について、3年以上5年以内において国土交通省令で定める期間ごとに、旅行サービス手配業務に関する法令、旅程管理その他の旅行サービス手配業務取扱管理者の職務に関し必要な知識及び能力の向上を図るため、登録研修機関が実施する研修を受けさせなければならない。
  - 7 観光庁長官は、旅行サービス手配業者が前項の規定を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
  - 8 観光庁長官は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
  - 9 旅行サービス手配業者は、第6項に定めるもののほか、旅行サービス手配業務取扱管理者について、苦情の解決に関する講習を受講させることその他の旅行サービス手配業務取扱管理者の職務に関し必要な知識及び能力の向上を図るための措置を講ずるように努めなければならない。

## 《法第28条に関する施行規則その他の命令》

## ●施行規則

★★ (旅行サービス手配業務取扱管理者の職務) = 法第28条関連

規則第46条 法第28条第1項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 法第30条の規定による書面の交付に関する事項
- (2) 旅行サービス手配業務に関する苦情の処理に関する事項
- (3) 契約の締結の年月日、契約の相手方その他の旅行サービス手配業務に関し取引をする者と締結した契約の内容に係る重要な事項についての明確な記録又は関係書類の保管に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な事項として観光庁長官が定める事項

(法第28条第6項の国土交通省令で定める期間) = 法第28条関連

★★ 規則第47条 法第28条第6項の国土交通省令で定める期間は、5年とする。

(準用)

規則第48条 (省略)

## ポイント解説 (法第28条関連)

本条は、旅行サービス手配業務取扱管理者の選任について定めた条文である。

## 1. 選任に関する事項

旅行業務取扱管理者の選任には、例外的に複数の営業所の取扱管理者の兼任を認める規定(法第11条の2第5項)があるが、旅行サービス手配業にはその規定がない。それ以外は、法第11条の2と法第28条は対応する条文となっている。

- (1) 営業所ごとに所定の資格要件を満たす者を選任し所定の管理監督事務を行わせなければならない。(第1項)
- (2) 所定の欠格要件に該当し、又は選任した者のすべてが欠けるに至ったときは、新たな旅行サービス手配業務に関する契約を締結することができない。(第2項)
- (3) 旅行サービス手配業務を取り扱う者が1人であるときは、その人が旅行サービス手配業務取扱管理者でなければならない。(第3項)
- (4) 旅行サービス手配業務取扱管理者は他の営業所の旅行サービス手配業務取扱管理者になることができない。(第4項) (兼任の例外はない)
- (5) 資格要件(第5項)

法第6条第1項第1号から第4号まで並びに法第26条第1項第2号及び第3号のいずれにも該当しない者であり、かつ、

①登録研修機関が実施する研修の課程修了者

又は

②次に掲げる者

ア. 本邦内の旅行のみを取り扱う営業所 = 総合又は国内旅行業務取扱管理者試験合格者

イ. 本邦外の旅行を取り扱う営業所 = 総合旅行業務取扱管理者試験合格者

でなければならない。

(6) 研修受講義務

- ① 旅行サービス手配業者は、旅行サービス手配業務取扱管理者について、3年以上5年以内において国土交通省令で定める期間(5年)ごとに、関連法令、旅程管理その他旅行サービス手配業務取扱管理者の職務に関し必要な知識及び能力の向上を図るため、登録研修機関が実施する研修を受けさせなければならない。(第6項)
- ② 前記規定を遵守していないと認めるときは、登録行政庁は、期間を定めて必要な措置をとるべきことを勧告することができる。それでも勧告にしたがわないときは、勧告に係る措置を取るべきことを命ずることができる。(第7項、第8項)

2. 旅行サービス手配業務取扱管理者の職務(規則第46条)

旅行サービス手配業務取扱管理者は、選任された営業所における旅行サービス手配業務に関し、以下の事項を管理監督する事務を行う。

旅行サービス手配業務取扱管理者の職務	比較 旅行業務取扱管理者の職務
<p>(1) 取引の相手方に対する契約締結後の書面に関する事項(第1号)</p> <p>(2) 旅行サービス手配業務に関する苦情の処理に関する事項(第2号)</p> <p>(3) 契約締結年月日や契約の内容に係る重要な事項についての明確な記録又は関係書類の保管に関する事項(第3号)</p> <p>(4) その他、取引の公正、旅行の安全および旅行者の利便を確保するため必要な事項(第4号)</p> <p>① 旅行の安全を確保するため、貸切バス事業者の安全の確保に関する取り組みについて把握し、必要な場合には改善又は是正を求めること。</p> <p>② 旅行の安全に関する各種法令・通達や安全向上に資する取組等について、貸切バス事業者との間で必要に応じて情報共有等を図ること。</p> <p>③ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全の確保に関する法律(昭和35年法律第145号)や不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)等に反することが無いよう必要な措置を講ずること。</p>	<p>(1) 旅行に関する計画の作成に関する事項</p> <p>(2) 旅行業務の取扱いの料金の掲示に関する事項</p> <p>(3) 旅行業約款の掲示及び備置きに関する事項</p> <p>(4) 取引条件の説明に関する事項</p> <p>(5) 書面の交付に関する事項</p> <p>(6) 旅行の広告に関する事項</p> <p>(7) 企画旅行の円滑な実施のための措置に関する事項</p> <p>(8) 旅行に関する苦情の処理に関する事項</p> <p>(9) 契約締結の年月日、契約の相手方その他の契約内容に係る重要な事項についての明確な記録又は関係書類の保管に関する事項</p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか、取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するために必要な事項として観光庁長官が定める事項</p>

3. 本条からの出題傾向：旅行サービス手配業務取扱管理者の選任に関する各事項について正誤問題が出題される。また、職務についても旅行業務取扱管理者の職務との相違点を含め正確に覚えること。

4. 本条に関する理解度チェック問題：P.149「問題22-6・7・8」

## ○旅行サービス手配業務取扱管理者研修に関する第1節条項の準用-第2節(旅行サービス手配業)-

(準用)

**第29条** 第12条の12から第12条の28までの規定は、登録研修機関について準用する。この場合において、第12条の12中「前条第1項」とあるのは「第28条第5項」と、「旅程管理研修の」とあるのは「同項に規定する旅行サービス手配業務取扱管理者研修(以下この節において「旅行サービス手配業務取扱者研修」という。）」の」と、同条、第12条の13第(3)号、第12条の14第2項第(3)号、第12条の16(見出しを含む。)、第12条の19、第12条の22から第12条の25まで、第12条の26第1項、第12条の27(見出しを含む。))並びに第12条の28第(4)号及び第(5)号中「旅程管理研修業務」とあるのは「旅行サービス手配業務取扱管理者研修業務」と、第12条の13、第12条の15第1項、第12条の23第(5)号、第12条の27第1項並びに第12条の28第(1)号及び第(4)号中「第12条の11第1項」とあるのは「第28条第5項」と、第12条の14第1項及び第12条の20第2項中「旅程管理研修」とあるのは「旅行サービス手配業務取扱管理者研修」と、第12条の14第1項中「別表第1」とあるのは「別表第2」と、第12条の18(見出しを含む。))中「旅程管理研修業務規程」とあるのは「旅行サービス手配業務取扱管理者研修業務規程」と、同条第1項中「旅程管理研修業務に」とあるのは「旅行サービス手配業務取扱管理者研修業務に」と、「旅程管理研修業務の」とあるのは「旅行サービス手配業務取扱管理者研修業務の」と、同条第2項及び第12条の22中「旅程管理研修の」とあるのは「旅行サービス手配業務取扱管理者研修の」と、第12条の18第2項中「旅程管理研修に」とあるのは「旅行サービス手配業務取扱管理者研修に」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

### 《法第29条に関する施行規則その他の命令》

- 旅行業法施行令(政令)=法第29条関連  
(準用規定省略)

### 別表第2(法第29条関係)

科目	講師
1 この法律に関する科目	1 旅行サービス手配業務取扱管理者として旅行サービス手配業に従事した経験を有する者 2 旅行業務取扱管理者試験に合格した者 3 前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
2 旅行サービス手配業に関する科目	1 旅行サービス手配業務取扱管理者として旅行サービス手配業に5年以上従事した経験を有する者 2 旅行業務取扱管理者試験(地域限定旅行業務取扱管理者試験を除く。)に合格した者であって、旅行業に5年以上従事した経験を有する者 3 前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

## ○書面の交付—第2節(旅行サービス手配業)—

### (書面の交付)

★★★

**第30条** 旅行サービス手配業者は、旅行サービス手配業務に関し取引をする者と旅行サービス手配業務に関し契約を締結したときは、国土交通省令で定める場合を除き、遅滞なく、当該取引をする者に対し、旅行者に提供すべき旅行に関するサービスの内容その他の国土交通省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

2 旅行サービス手配業者は、前項の規定により書面を交付する措置に代えて、政令で定めるところにより、旅行サービス手配業務に関し取引をする者の承諾を得て、同項の国土交通省令で定める事項を通知する措置であって国土交通省令で定めるものを電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって国土交通省令で定めるものにより講ずることができる。この場合において、当該旅行サービス手配業者は、当該書面を交付したものとみなす。

### 《法第30条に関する施行規則その他の命令》

#### ●施行規則

(書面の記載事項) = 法第30条関連

★★★

**規則第49条** 法第30条第1項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 旅行サービス手配業務に関し取引をする者の氏名又は商号若しくは名称及び住所(当該者が旅行者等又は旅行サービス手配業者である場合においては、氏名又は商号若しくは名称及び住所並びに登録番号)
- (2) 契約を締結する旅行サービス手配業者の氏名又は商号若しくは名称及び住所並びに登録番号
- (3) 旅行者に提供すべき旅行に関するサービスの内容
- (4) 旅行サービス手配業者が旅行サービス手配業務に関し取引をする者に支払う対価又は旅行サービス手配業務の取扱いの料金に関する事項
- (5) 当該契約に係る旅行サービス手配業務を取り扱う営業所の名称及び所在地
- (6) 当該契約に係る旅行サービス手配業務取扱管理者の氏名
- (7) 契約締結の年月日

(情報通信の技術を利用する方法) = 法第30条関連

**規則第50条** 第27条の5の規定は、法第30条第2項の規定により同項に規定する措置を講ずるときについて準用する。この場合において、第27条の5第1項第(1)号中「旅行者等」とあるのは「旅行サービス手配業者」と、同号中「旅行業務に関し取引をする者(旅行者を除く。以下この条において同じ。)」とあり、並びに同号イからハまで及び同条第2項第(1)号中「旅行業務に関し取引をする者」とあるのは「旅行サービス手配業務に関し取引をする者」と読み替えるものとする。

**規則第51条** (準用規定省略)

**ポイント解説** (法第30条関連)

法第30条及び規則第49条～規則第51条は、第1節「旅行業及び旅行業者代理業」の法第12条の5及び契約規則第9条～契約規則第11条に対応する条文である。

**1. 書面の交付(第1項・規則第49条)**

旅行サービス手配業者は、旅行サービス手配業務に関し取引をする者(旅行者を除き、他の旅行サービス手配業者若しくは旅行サービス提供機関又は旅行業者)と旅行サービス手配業務に関し契約を締結したときは、遅滞なく、当該取引をする者に対し、以下の事項を記載した書面を交付しなければならない。

- (1) 旅行サービス手配業務に関し取引をする者の氏名又は商号若しくは名称及び住所  
(当該者が旅行業者等又は旅行サービス手配業者である場合においては、氏名又は商号若しくは名称及び住所並びに登録番号)
- (2) 契約を締結する旅行サービス手配業者の氏名又は商号若しくは名称及び住所並びに登録番号
- (3) 旅行者に提供すべき旅行に関するサービスの内容
- (4) 旅行サービス手配業者が旅行サービス手配業務に関し取引をする者に支払う対価又は旅行サービス手配業務の取扱いの料金に関する事項
- (5) 当該契約に係る旅行サービス手配業務を取り扱う営業所の名称及び所在地
- (6) 当該契約に係る旅行サービス手配業務取扱管理者の氏名
- (7) 契約締結の年月日

**2. 情報通信の技術を利用する方法(第2項・規則第50条)**

旅行サービス手配業者は、上記の書面の交付に代えて、旅行サービス手配業務に関し取引をする者の承諾を得て、インターネット等情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。

**3. 本条からの出題傾向：**書面の交付時期、書面の記載事項及び情報通信の技術を利用する方法について正誤問題が出題される。書面の記載事項は正確に覚えておくこと。

**4. 本条に関する理解度チェック問題番号：**P.149「問題22-9」

## ○禁止行為—第2節(旅行サービス手配業)—

### (禁止行為)

- ★★★ **第31条** 旅行サービス手配業者は、旅行サービス手配業務に関し取引をする者に対し、その取引に関する重要な事項について、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならない。
- 2 旅行サービス手配業者は、旅行サービス手配業務に関し取引をした者に対し、その取引によって生じた債務の履行を不当に遅延する行為をしてはならない。
- 3 旅行サービス手配業者又はその代理人、使用人その他の従業者は、その取り扱う旅行サービス手配業務に関連して、旅行サービス手配業の信用を失墜させるものとして国土交通省令で定める行為を行ってはならない。

### (名義利用等の禁止)

- ★★ **第32条** 旅行サービス手配業者は、その名義を他人に旅行サービス手配業のため利用させてはならない。
- 2 旅行サービス手配業者は、営業の貸渡しその他いかなる方法をもってするかを問わず、旅行サービス手配業を他人にその名において経営させてはならない。

### 《法第31条及び法第32条に関する施行規則その他の命令》

#### ●施行規則

(禁止行為) = 法第31条関連

- ★★★ **規則第52条** 法第31条第3項の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。
- (1) 旅行サービス手配業務に関し取引をする者に対し、法令に違反する行為を行うことをあっせんし、又はその行為を行うことに関し便宜を供与する行為
  - (2) 運送サービス(専ら企画旅行の実施のために提供されるものに限る。)を提供する者に対し、輸送の安全の確保を不当に阻害する行為
  - (3) 旅行サービス手配業務に関し取引をする者に対し、旅行者が特定のサービスの提供を受けること又は特定の物品を購入することを強要する行為を行うことをあっせんし、又はその行為を行うことに関し便宜を供与する行為

ポイント解説 (法第31条、法第32条関連)

法第31条及び法第32条並びに規則第52条は、第1節「旅行業及び旅行業者代理業」の法第13条及び法第14条並びに規則第37条の9に対応する条文である。

1. 本2条からの出題傾向：法令で禁止されている行為か否か、名義利用の可否を問う問題が出題される。
2. 本条に関する理解度チェック問題番号：P.149「問題22-13」

《旅行サービス手配業者の禁止行為》

旅行サービス手配業者の禁止行為(法第31条)	比較 旅行業者等の禁止行為(法第13条)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>第12条第1項又は第3項の規定により掲示した料金を超えて料金を收受する行為</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>旅行サービス手配業務に関し取引をする者に対し、その取引に関する重要な事項について、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為(第1項)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>旅行業務に関し取引をする者に対し、その取引に関する重要な事項について、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>旅行サービス手配業者は、旅行サービス手配業務に関し取引をした者に対し、その取引によって生じた債務の履行を不当に遅延する行為(第2項)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>旅行業者等は、旅行業務に関し取引をした者に対し、その取引によって生じた債務の履行を不当に遅延する行為</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>旅行サービス手配業者又はその代理人、使用人その他の従業者は、その取り扱う旅行サービス手配業務に関連して、旅行サービス手配業の信用を失墜させるものとして国土交通省令で定める行為(第3項・規則第52条)             <ol style="list-style-type: none"> <li>旅行サービス手配業務に関し取引をする者に対し、法令に違反する行為を行うことをあつせんし、又はその行為を行うことに関し便宜を供与すること</li> <li>運送サービス(専ら企画旅行の実施のために提供されるものに限る。)を提供する者に対し、輸送の安全の確保を不当に阻害する行為(※1)</li> <li>旅行サービス手配業務に関し取引をする者に対し、旅行者が特定のサービスの提供を受けること又は特定の物品を強要する行為を行うことをあつせんし、又はその行為を行うことに関し便宜を供与する行為(※2)</li> </ol> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>旅行業者等又はその代理人、使用人その他の従業者は次に掲げる行為を行ってはならない。             <ol style="list-style-type: none"> <li>旅行者に対し、旅行地において施行されている法令に違反する行為を行うことをあつせんし、又はその行為を行うことに関し便宜を供与すること</li> <li>旅行者に対し、旅行地において施行されている法令に違反するサービスの提供を受けることをあつせんし、又はその提供を受けることに関し便宜を供与すること</li> <li>前2号のあつせん又は便宜の供与を行う旨の広告をし、又はこれに類する広告をすること</li> <li>前3号に掲げるもののほか、旅行者の保護に欠け、又は旅行業の信用を失墜させるものとして国土交通省令で定める行為                 <ol style="list-style-type: none"> <li>運送サービス(専ら企画旅行の実施のために提供されるものに限る。)を提供する者に対し、輸送の安全の確保を不当に阻害する行為</li> <li>旅行者に対し、旅行地において特定のサービスの提供を受けること又は特定の物品を購入することを強要する行為</li> <li>宿泊のサービスを提供する者(旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条の2第1項に規定する営業者を除く。)と取引を行う際に、当該者が住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第1項の届出をした者であるかどうかの確認を怠る行為</li> </ol> </li> </ol> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>名義利用等の禁止(法第32条)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>名義利用等の禁止(法第14条)</li> </ul>

(※1)例えば、貸切バスを手配するにあたって、貸切バス会社に対して下限運賃割れの運賃の提供を強要するなど不法な行為をいう。

(※2)例えば、高額なキックバックを前提として免税店や土産物店において市場価格より高額な商品購入を勧誘する行為などをいう。

## ○旅行サービス手配業務等の委託

### —第2節(旅行サービス手配業)—

#### (旅行サービス手配業務等の委託)

★★★ **第33条** 旅行サービス手配業者は、旅行サービス手配業務を他人に委託する場合には、他の旅行サービス手配業者又は旅行業者に委託しなければならない。

2 次条第1項の規定により第2条第6項に規定する行為を行う旅行業者は、当該行為を他人に委託する場合には、旅行サービス手配業者又は他の旅行業者に委託しなければならない。

#### (旅行業者等による旅行サービスの手配の代理等)

★★★ **第34条** 旅行業者は、第23条の規定にかかわらず、旅行サービス手配業の登録を受けなくても、第2条第6項に規定する行為を行うことができる。

2 旅行業者代理業者が行う旅行業務については、第23条の規定は、適用しない。

#### 《法第33条及び法第34条に関する施行規則その他の命令》なし

#### ポイント解説 (法第33条及び法第34条関連)

法第33条及び法第34条は、第1節「旅行業及び旅行業者代理業」の法第14条の2に対応する条文である。

#### 1. 旅行サービス手配業務等の委託(法第33条)

旅行サービス手配業者は、旅行サービス手配業務を他人に委託する場合は、他の旅行サービス手配業者又は旅行業者に委託しなければならない。

同様に旅行業者が旅行サービス手配業務を他人に委託する場合も、旅行サービス手配業者又は他の旅行業者に委託しなければならない。

#### 2. 旅行業者等による旅行サービス手配の代理等(法第34条)

旅行業者は、旅行サービス手配業の登録を受けなくても、旅行サービス手配業を行うことができる。また、旅行業者代理業者は、所属旅行業者のために旅行サービス手配業務を行うのであれば、旅行サービス手配業の登録を受けなくともよい。ただし、所属旅行業者以外の旅行業を営む者のために旅行サービス手配業務を行うには、旅行サービス手配業の登録を受けなければならない。

3. 本2条からの出題傾向：旅行サービス手配業務の委託の可否、旅行業者等による手配の代理等について正誤問題が出題される。

4. 本条に関する理解度チェック問題番号：P.149「問題22-10・11・12」

## ○事業の廃止等・業務改善命令・登録の取消し等 －第2節(旅行サービス手配業)－

### (事業の廃止等)

- 第35条** 旅行サービス手配業者は、その事業を廃止し、事業の全部を譲渡し、又は分割により事業の全部を承継させたときは、その日から30日以内に、その旨を観光庁長官に届け出なければならない。
- 2 旅行サービス手配業者たる法人が合併により消滅したときは、その業務を執行する役員であった者は、その日から30日以内に、その旨を観光庁長官に届け出なければならない。
- 3 旅行サービス手配業者が死亡したときは、相続人は、被相続人の死亡を知った日から30日以内にその旨を観光庁長官に届け出なければならない。

### 《法第35条に関する施行規則その他の命令》

#### ●施行規則

(事業の廃止等の届出)＝法第35条関連

**規則第53条** 法第35条第1項の規定により旅行サービス手配業の廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業廃止届出書を主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は商号若しくは名称及び住所
  - (2) 登録番号
  - (3) 事業廃止の年月日
  - (4) 事業廃止の理由
- 2 法第35条第1項の規定により旅行サービス手配業の全部の譲渡の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業譲渡届出書を主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
- (1) 前項第(1)号及び第(2)号に掲げる事項
  - (2) 事業譲渡の年月日
  - (3) 事業を譲り受けた者の氏名又は商号若しくは名称及び住所
  - (4) 事業譲渡の理由
- 3 法第35条第1項の規定により分割による旅行サービス手配業の全部の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業分割承継届出書を主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
- (1) 第1項第(1)号及び第(2)号に掲げる事項
  - (2) 事業分割承継の年月日
  - (3) 事業を分割により承継した法人の商号又は名称及び所在地
  - (4) 事業分割承継の理由

(法人の合併による消滅等の届出)＝法第35条第2項関連

**第54条** 法第35条第2項の規定により旅行サービス手配業者たる法人の合併による消滅の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した法人消滅届出書を主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は商号若しくは名称及び住所
- (2) 登録番号
- (3) 合併の年月日
- (4) 合併後存続する法人又は合併により設立した法人の商号又は名称及び所在地
- (5) 合併の理由

**(死亡の届出)**＝法第35条第3項関連

**規則第55条** 法第35条第3項の規定により旅行サービス手配業者の死亡の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した旅行サービス手配業者死亡届出書を主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は商号若しくは名称及び住所
- (2) 登録年月日
- (3) 死亡年月日

**(心身の故障により認知等を適切に行うことができない状態となつた場合の届出)**

**規則第55条の2** 旅行サービス手配業者(個人にあつては、その法定代理人若しくは同居の親族を含む。)は、当該旅行サービス手配業者(法人にあつては、その役員)が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となつたときは、主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。この場合においては、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付しなければならない。

**ポイント解説** (法第35条関連)

法第35条、規則第53条、規則第54条、規則第55条及び規則第55条の2は、第1節「旅行業及び旅行業者代理業」の法第15条、規則第38条、規則第39条、規則第40条及び規則第40条の2に対応する条文である。

**(業務改善命令)**

★ **第36条** 観光庁長官は、旅行サービス手配業者の業務の運営に関して、取引の公正、旅行の安全又は旅行者の利便を害する事実があると認めるときは、当該旅行サービス手配業者に対し、次に掲げる措置をとるべきことを命ずることができる。

- (1) 旅行サービス手配業務取扱管理者を解任すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、業務の運営の改善に必要な措置をとること。

**《法第36条に関する施行規則その他の命令》なし**

**ポイント解説** (法第36条関連)

法第36条は、第1節「旅行業及び旅行業者代理業」の法第18条の3に対応する条文である。

1. 本条に関する理解度チェック問題番号：P.149「問題22-14・15」

**(登録の取消し等)**

- ★★ **第37条** 観光庁長官は、旅行サービス手配業者が次の各号のいずれかに該当するときは、6月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は登録を取り消すことができる。
- (1) この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。
  - (2) 第6条第1項第(2)号、第(3)号若しくは第(8)号若しくは第26条第1項第(2)号から第(4)号までのいずれかに掲げる者に該当することとなったとき、又は登録当時同項各号のいずれかに掲げる者に該当していたことが判明したとき。
  - (3) 不正の手段により第23条の登録を受けたとき。
- 2 観光庁長官は、旅行サービス手配業者が登録を受けてから1年以内に事業を開始せず、又は引き続き1年以上事業を行っていないと認めるときは、登録を取り消すことができる。
- 3 第26条第2項の規定は、第2項の規定による処分について準用する。

**《法第37条に関する施行規則その他の命令》なし****ポイント解説** (法第37条関連)

法第37条は、第1節の「旅行業及び旅行業者代理業」の法第19条に対応する条文である。

1. 本条に関する理解度チェック問題番号：P.149「問題22-16」

**(登録の抹消)**

- 第38条** 観光庁長官は、前条第1項若しくは第2条の規定による登録の取消しをしたとき、又は第35条の規定による届出があったときは、当該旅行サービス手配業の登録を抹消しなければならない。
- 2 観光庁長官は、第35条第2項又は第3項の規定による届出をすべき事実が発生したと認める場合において、これらの規定に基づく届出がないときは、当該届出がなくても旅行サービス手配業の登録を抹消することができる。

**《法第38条に関する施行規則その他の命令》なし****(旅行サービス手配業者登録簿の閲覧)**

- 第39条** 観光庁長官は、旅行サービス手配業者登録簿を公衆の閲覧に供しなければならない。

**《法第39条に関する施行規則その他の命令》なし****(手数料)**

- 第40条** 第29条において準用する第12条の27第1項の規定により観光庁長官が行う旅行サービス手配業務取扱管理者研修を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に治めなければならない。

《法第40条に関する施行規則その他の命令》

●施行規則

(手数料)＝法第40条関連

**規則第56条** 令第4条第4項に規定する手数料は、旅行サービス手配業務取扱管理者研修受講申請書に収入印紙を貼って納めなければならない。

2 すでに納めた手数料は、いかなる理由があっても返さない。

●旅行業法施行令(政令)＝法第40条関連＝再掲

(手数料)

**旅行業法施行令第4条** 法第22条第1項の規定により納めなければならない手数料の額は、29,200円(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して更新の登録の申請をする場合にあっては、28,300円)とする。

2 法第22条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)総合旅行業務取扱管理者試験 6,500円

(2)国内旅行業務取扱管理者試験 5,800円

(3)地域限定旅行業務取扱管理者試験 5,500円

3 法第22条第3項の規定により納めなければならない観光庁長官が行う旅程管理研修の手数料の額は、37,600円とする。

4 法第40条の規定により納めなければならない観光庁長官が行う旅行サービス手配業務取扱管理者研修の手数料の額は、17,900円とする。

## 理解度チェック

## 旅行サービス手配業

(解答は、P.191)

**【問題22】**旅行サービス手配業者に関する次の記述のうち、正しいものに○印を、誤っているものに×印をつけなさい。

1. 旅行サービス手配業の登録の申請をしようとする者は、主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に、新規登録申請書を提出しなければならない。
2. 旅行サービス手配業の登録の有効期間は、登録の日から起算して5年である。
3. 旅行サービス手配業の登録の申請をしようとする者は、その申請書に業務の範囲の別を記載しなければならない。
4. 営業所ごとに所定の資格要件を満たす旅行サービス手配業務取扱管理者を確実に選任すると認められない者は、旅行サービス手配業の登録を拒否される。
5. 旅行サービス手配業者は、その代表者の氏名が変更となったときは、その日から30日以内に登録行政庁に届け出なければならない。
6. 旅行サービス手配業者は、その営業所の旅行サービス手配業務取扱管理者として選任した者の全てが欠けるに至ったときは、新たに旅行サービス手配業務取扱管理者を選任するまでの間は、その営業所においてすべての旅行サービス手配業務を取り扱ってはならない。
7. 旅行サービス手配業者は、営業所ごとに1人以上の所定の資格要件を満たす旅行サービス手配業務取扱管理者を選任しなければならないが、総合旅行業務取扱管理者試験の合格者を旅行サービス手配業務取扱管理者として選任してもよい。
8. 旅行サービス手配業務に関する苦情の処理に関する事項は、旅行サービス手配業務取扱管理者の職務の1つとして定められている。
9. 旅行サービス手配業者は、旅行サービス手配業務に関し取引をする者と旅行サービス手配業務に関し契約を締結しようとするときは、国土交通省令で定める場合を除き、当該取引をする者に対し、旅行者に提供すべき旅行に関するサービスの内容その他の国土交通省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。
10. 旅行サービス手配業者は、旅行サービス手配業務を他人に委託することができるが、その際は、他の旅行サービス手配業者又は旅行者に委託しなければならない。
11. 旅行者は、旅行サービス手配業の登録を受けていなくても旅行サービス手配業を行うことができる。
12. 旅行者代理業者は、所属旅行者から依頼された場合に限り、旅行サービス手配業の登録を受けていなくても旅行サービス手配業を行うことができる。
13. 旅行サービス手配業者は、旅行サービス手配業務に関し取引をする者に対し、旅行者が特定のサービスの提供を受けること又は特定の物品を購入することを強要する行為を行うことをあせし、又はその行為を行うことに関し便宜を供与する行為をしてはならない。
14. 登録行政庁は、旅行サービス手配業者の業務の運営に関して、取引の公正、旅行の安全又は旅行者の利便を害する事実があると認められるときは、旅行サービス手配業務取扱管理者を解任することを命ずることができる。
15. 登録行政庁は、業務改善命令として旅行サービス手配業約款を変更することを命ずることができる。
16. 登録行政庁は、不正の手段により、法第23条の登録を受けたときは、登録を取り消すことができる。
17. 旅行サービス手配業者は、営業所において、国土交通省令で定める様式の標識を、公衆にみやすいように掲示しなければならない。